

峰崎直樹君 午前中からかなりいろいろの方面から論議をされていますので、本来重複は避けたいところなんですけれども、しかし重要な問題でありますから再確認の意味を込めて、またいろんな立場から意見を述べさせていただきたいし、答弁させていただきたいと思うんです。

まず環境問題、今日、地球環境問題を含めて大変重要な段階に来ておりますので、願わくば大臣お二人に今日のこの廃棄物の問題も含めた環境問題についての一般的な考え方についてもう一度お聞かせを願えればと思います。

国務大臣（中村正三郎君） 環境問題、ことしリオで地球サミットが開かれました。そして、従来環境問題といいますが、公害を出す者があってその公害で害を受ける人がいて、それはいけないから公害をとめよう。それから、開発によって自然が減っていくからそれをとめようということでありました。しかし、そうした対症療法的なことからもっと広い広がりを持って、今まさに地球環境という時代に入ってきた。

そこで、ことしはリオで画期的な地球サミットが開かれてそこで具体的にリオ宣言というのが採択されまして、そこで開発は持続可能でなければいけない、サステナブルディベロプメントという思想に基づいたリオ宣言が採択されて、そしてまた二つの条約が制定されました。それから森林憲章等もつくられ、いろいろこれから地球上の環境問題に対応するために発展途上国を援助するテクノロジー・トランスファーだとか、それから資金の援助の問題まで含めて、アジェンダ21というのが合意されまして、各国の首脳が集まって国連が出て具体的な取り決めを行った。でありますから、大変画期的なことでありまして、まさにそのフォローアップをしようということでこの間国連総会が開かれ、私も行ってまいりましたけれども、そのやり方等について話し合いをしているところであります。

そして、実際にこのリオであったその成果を実現して、我々の環境というものを良好なものに保って私どもの後世代に送っていかねばいけないということでもありますから、まさにいわばリオ・サミットが行われたことしは逆に出発点ということで、日本はそういう中で国内、そして国

際的にもイニシアチブをとって、我々の経済規模からいっても、我々の工業発展、そして環境破壊をした経験がかつであるということから見ましても、国際的、国内的に一生懸命やって国際貢献もしていかなければならない、そのように思っております。

国務大臣（渡部恒三君） 私は初めて国会へ出たのが昭和四十四年で、昭和四十五年、六年のころは、いわゆる日本の高度成長がもたらした公害垂れ流し問題とかあのヘドロとか、大変な公害国会と言われるようなときだったんですけれども、公害が優先があるいは

経済が優先か、いろんな議論がありました。私は、人類が幸せに生きていくためには環境問題が大事なことは当然のことであり、同時にまた、やはり工業を発展させ豊かな生活を人類はしでいかなければならないので、公害問題、これは基本的に大事な問題だけれども、経済との調和を入れるべきだとあの基本法で主張いたしました。

あれから二十年たちまして、産業界の皆さんも国民の皆さんも血みどろの努力をして、我が国は環境と経済成長とエネルギーと、これを両立させることに技術力によって成功いたしました。二十年前、富士山の見えなかった東京が今では富士山が見えるようになりました。そして今、もう環境問題は一国問題でなくて、これは隣の中国でこれから石炭火力がどんどん脱硫装置なしにたかれれば、これは日本にすぐ影響してくるわけですから、地球規模で考えなければならないという時期になりました。

ことしの四月、ホワイトハウスでブッシュ大統領にお目にかかったとき、私は当時、アメリカはこれは余り変にすると南北問題になるというようなことで、気候変動枠組み条約に何か入りたくない感じを持っておったんですが、ブッシュ大統領に日本とかアメリカが先頭に立ってこういうものはやるべきであろうというお話をしてあの条約が締結されたのであります。今や我が国は、幸いにすぐれた技術によって環境先進国と言われておるんですから、これからは国際社会への貢献という我が国に要請されている立場に立って、地球の環境を我が国のすぐれた技術によって守っていくというような努力をすべきでないか。これが今通産省が大きく取り上げておる環境、エネルギー、経済成長、これを三位一体にして技術によってこの困難な問題を両立させるということで、今グリーンエードプランを世界に呼びかけ、大変好評を得ておる状態でございます。

峰崎直樹君 ちょっと大きいテーマを投げかけ過ぎたかなと思うんですが、今議論になっているパーゼル法案の関連で言うと、先ほど来もやはりごみ、廃棄物を発生させるのはできるだけ少なくさせよう、あるいは発生者責任主義、そして自国で処理をすべきだ、こういうような原則も確認されたと思うんです。

さて、先ほど通産大臣の方からもありましたように、今産業廃棄物も含めて廃棄物の処理場が非常に大きな問題になっていると思うんですけれども、確かにごみそのもの一般が嫌だというような気持ちもあるだろうと思うんですけれども、私は、このようなものが起きてきている大きな原因の一つは、廃棄物行政そのものに国民がやはり非常に不信を持っているんじゃないだろうかというふうに思うんです。

この辺、先ほどのPCBだとか、あるいはちょっと私も資料をいただいたんですけれども、最近ダイオキシンのいわゆる保管状況なども見ると、ダイオキシンは保管をされていないというような現状など、非常に保管状況が悪くなっているんじゃないだろうか、そういった点で、今PCB、先ほど連合審査でもございましたけれども、ダイオキシンも含めて現状どのように保管管理されているのか、もう一度お尋ねしたいと思います。

政府委員（堤富男君） PCBにつきましては化審法等を制定したときに製造等を禁止したわけでございますが、その法律以前、制定以前にありましたものがどのように保管されているかということは厚生省の法律等により一定の基準で保管をされる義務があり、通産省としても具体的な形で通達を出しまして、安全に保管するようということをしているわけでございます。

それから、そのほかのこの法律の対象でございます幾つかのものにつきましては、例えば労働安全法ですとか毒物劇物取締法ですとか、あるいは消防法あるいは高圧ガス法というようなものでその保管についても取り締まっているものもあるわけでございます。

ダイオキシンにつきましては、ちょっと私の方から答弁は差し控えさせていただきます。

政府委員（牧野力君） ただいまの答弁に若干補足をいたします。

PCBの製造、使用でございますが、これにつきましては、今も答弁ございましたけれども、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、通称化審法とっておりますが、この法律によって危ないものは特定化学物質の指定をしております。この指定物質につきましては、新たに製造、輸入する場合は通産大臣の許可が必要でございますが、昭和四十九年以来一切許可をいたしておりませんので、現在製造は一切事実上禁止でございます。それから、電気機器等への充てん等PCBの使用でございますが、これもごく一部の例外を除いて原則的に禁止をいたしているところでございます。

それからダイオキシンについてでございますが、これはPCBとかそういった物質のようにある有用な物質でこれをつくるというものではございませんで、紙等を燃やしますとこれが出てくる、有害な物質が出てくるというふうに承知をいたしております。したがって、これは、大気汚染防止法でございますとかそういったような法律で出てきたものを規制するというのはございますが、製造、使用等において規制をするという性格のものではないというふうに承知をいたしております。

峰崎直樹君 PCBは保管されているというんですけれども、これは定期的に何年に一度は、一年に一回の方がいいと思うんですけれども、こういうものをきちっと保管、現にこういう状況にあるということを制度化するような計画はないんでしょうか。

政府委員（牧野力君） PCBにつきましては、先ほど申し上げました化審法が施行される以前から、PCBを使用いたしましたそれぞれの製品ごとの性格に応じ回収保管体制の整備等を図ってきております。したがって現在では、液状のPCB、つまり原料として使われるPCBがどのくらい残っておるか、それからどういうふうに処理されているかということは把握をいたしております。ただ、PCBを使用いたしましたコンデンサーでありますとか変圧器でありますとか感圧紙、こうしたものの保管量は大体わかっておりますけれども、これにつきましては、それぞれの所管の部局におきまして回収保管等について

厳重に監視をしているというふうに聞いております。

なお、一番危ない液状のPCBの保管につきましては現在約六千六百トンほど昔のやつが残っているようでございますが、うち九割方、五千七百トンは既に焼却処理済みでございますで、残るものにつきましてはちょっと焼却をする場所がなかなか見つからないというような問題がございますが、これは厳重に今管理をされていると承知をいたしております。

峰崎直樹君 その保管をしっかりとしないとこういうものが漏れていく、あるいは先ほど来もありましたようにPCBが海の中に流れていくとか、そういう状況が非常にひどくなればなるほど危険なものはおれのところに寄こしてほしくないというような、立地難というのにもやっぱり響いてくるんじゃないだろうかと思っておりますので、この点はぜひ厳重に進めていく必要があると思っております。

ところで、このパーゼル法が施行された場合、果たして有害廃棄物の輸出入、特に輸入の場合はこれはやはり相当ふえてくるんじゃないかと思うんですが、そこら辺の見通しなんかはございますでしょうか。あるいは、この法案がない前にも実はこういう取引事例があるんですとか、こういう事例があるというようなことがもしわかればちょっと教えていただきたいと思っております。

政府委員（渡辺修君） お答え申し上げます。

御承知のように、現在こういった条約並びに国内法ございませんものですから、体系的な統計その他というものは持ち合わせておりませんが、御指摘のように、この法律が施行されました段階で対象になるであろうと思われるものが幾つか輸出入で散見されます。それを若干御紹介させていただきたいと思っております。

まず最初に、特定有害廃棄物に該当するものは現在ございません。見られますのは、いわゆるリサイクルの関係でございます。それでまず輸出の方でございますが、比較的今多く見られますのが使用済み鉛電池でございますが、自動車解体業者とかガソリンスタンド等から回収したものを台湾、インドネシア、韓国といったようなところに輸出いたしました。それぞれ輸出先国で鉛くずを取り出して船として再利用しておる、こういったような例がございます。九〇年で約二万五千トン輸出されておるといったようなものがございます。

他方、輸入の例でございますが、これはリサイクル関係でございますで、一つは亜鉛精錬時に発生するカドミウム酸化物というのがございます。これは集じん機でとったごみの状況のダストの場合と液体になったスラッジの場合とがございますけれども、これを輸入いたします。これはアメリカからでございますが、平成三年で二百十二トン入ってきております。そのほかに、コピー機の使用済み感光ドラムといったようなものをこれもアメリカから輸入いたしておりますで、そこからセレンを回収しておるといったような事例が見

られておる、そんな状況でございます。

峰崎直樹君 今挙げられたものは有害廃棄物ではないとおっしゃったんですけれども、バーゼル条約の規定によれば、これは有害廃棄物に該当するわけですね。それはそうですね。はいわかりました。

さて、日本の技術力というのは非常に高いものだと言われているんですが、開発援助したりあるいは途上国向けの輸出信用だとか、プラントを輸出したりいろいろしていると思うんですが、それを輸出したときに外国でいわゆる廃棄物、そういったものが出てくるんじゃないかと思うんですが、その場合に日本の高い排出基準といいますか、そういうものを適用するように進めるべきではないかと思うんですが、その点、実態はどのようになっているか、もしわかれば教えていただきたいと思うんです。

政府委員（堤富男君） お答え申し上げます。

日本の開発プロジェクト等につきまして、基本的にはこれは現地の環境基準に従うということが当然でございます。そういうことを通産省といたしましても、産業構造審議会の答申を得てガイドラインとして提示をしておりますし、それを受けた格好で経団連等の経済団体におきましても自発的にみずからのコード・オブ・ビヘービアをつくっているということがございます。したがって、具体的にはそれぞれの企業として自主的な形で環境に対する配慮ということをやっているわけでございます。

峰崎直樹君 今そういう現状であるということはわかったんですけれども、これからは指導されていく、あるいは開発プロジェクトなどが諸外国、発展途上国などに支援をされていくときに、より技術的なレベルを高めていく方向での指導というものはなされないんでしょうか。その点、お聞きしたいと思うんです。

政府委員（堤富男君） 最近の地球環境問題を含めまして、通産省といたしましては三つの審議会、産業構造審議会あるいは産業技術審議会あるいは総合エネルギー調査会というようなところに諮問をいたしまして、日本の経済社会をなるべく環境調和型のものにしていきたい。これは国内においても国外においでの活動でもそういうことにする方向での努力ということをしておりまして、近時、主要企業に対しまして、団体の数にしますと八十七団体の経済関係の団体に対しまして、自主的に海外活動における配慮につきましても、みずからの自発的な環境に対する配慮ということを社内体制も含めて整備するように要請をした次第でございます。

峰崎直樹君 ぜひとも発展途上の国々に日本の高い技術水準を移転できるようにこれからも努力をしていただきたいなと思います。

さて、このバーゼル法案で指定されています特定有害廃棄物という定義づけの問題についてなんですけれども、この条約の附属書に掲げられている内容を見ますと、非常にわかりやすい面もあるんですが、組み合わせさったりして大変わかりにくいんですが、これは周知方法はどのようにされるのか、もしわかればお聞きしたいと思います。

政府委員（赤木壯君） 本法では、バーゼル条約を的確に実施するという事で条約の引用をしているわけでございます。それでなかなかわかりにくいというお話もあるわけですが、これにつきましては告示その他の方法によって特定有害廃棄物等の内容の詳細について国民がわかるようにいたしていきたいと考えております。

峰崎直樹君 ぜひわかりやすい形にしていきたいと思いますと思うんです。

さて、この条約における有害廃棄物の指定等、日本の場合に特別管理廃棄物ですか、これは厚生省の廃棄物の処理及び清掃に関する法律のそちらの方になると思うんですけれども、この特別管理廃棄物の数の方が少なく、ある意味ではもっとやはり日本は積極的にこの特別管理廃棄物の指定をふやしていく必要があるんじゃないか、少なくともバーゼル条約に規定されているぐらいまではふやしていくべきだというふうに考えるべきだと思うんですが、その点はいかがですか。

説明員（三本木徹君） ただいま先生御指摘になりましたバーゼル条約の対象廃棄物は、考え方といたしましては国と国を越える廃棄物の規制をどうするかということでございますので、したがって国と国を越える廃棄物の実態、そういったものを考えながら幅広く、しかも網羅的に定めてございます。

ところが、我が国の廃棄物処理法の廃棄物で規定しております特別管理廃棄物というのは、いわば我が国固有の排出の実態、そういったものを踏まえながら、現に排出されるものにつきまして排出の段階から処分までの段階まですべてを総合的に勘案して規制をするということでございまして、実態の違いあるいはその考え方というものがいささか違っております。

しかしながら、私どもといたしましては、このような規制の趣旨、目的は異なっているわけではありますけれども、なるべくその条約上の有害物質リストに掲げられている品目につきましては年次計画を立てながら、いわば日本の廃棄物のカテゴリーに合うような形に翻訳をしましていいまいしょうか、そういったことで調査を行うことにしております。必要なものにつきましては今後随時、特別管理廃棄物として指定をしていくこととしてございます。

峰崎直樹君 そうしますと、これは新法の通知の項になるんでしょうか。輸入して処分が完了したというふうになった場合に、そこで完全に有害性がなくなる場合、扱いを

する場合に日本の特別管理廃棄物の中に入らないものが出てくる可能性があるんじゃないかと思うんですが、その場合これちょっと矛盾を起こさないかなという感じがするんですが、その点は問題になりませんか。

政府委員（堤富男君） お答え申し上げます。

条約上の義務はどこまでかかるかということになるわけですが、これは輸出船積みからすべて最終処分までという意味で、有害性があるものにつきましては最後の処分が行われるまで移動書類という形で追いかけるわけですが、有害廃棄物等につきまして輸入された場合には輸入移動書類というものがつけられまして、それが最終的な有害性がなくなるところまではこの法律上の義務として携帯をし、最終処分が終わったら通知をしなければいけないということになっている次第であります。

峰崎直樹君 そうすると、通知のところで、処分の完了をしたというときには、これはもう全く完全に有害性というのはなくなりましたということを持って輸入した相手国に渡すということまで完全に見るといえることですか。

政府委員（堤富男君） そうです。

峰崎直樹君 わかりました。

さて、今度は輸出の承認のところでちょっと話をさせていただきたいと思うんです。

輸出の承認というのは、先ほどちょっと原則を申し上げましたように、できる限りこれはあってはいけないぞということだと思えるんですけども、しかしその輸出があった場合に、地域とそれからどういうものがそれに該当するかということについて定めることができるということを四条の二項にたしか新法では書いてあると思えるんですけども、これはバーゼル条約にそういうことを決めなさいということは書いてあるのでしょうか。

政府委員（渡辺修君） お答え申し上げます。

今、御指摘のありました地域とそれから貨物を定めて環境庁長官の確認を求めるというのは、我が国の国内法制の制度でございます。

バーゼル条約におきましてはそのようなあれはございませんで、条約上定められております要件というのは、まず輸出しようとする場合には、条約の附属書V Aでございますが、二十一項目にわたる非常に細かい情報を輸出国からまず輸入国に送りまして、輸入国の同意を得ること、これが一つでございます。それからもう一つは、輸出者とそれから輸入者との間の契約がございまして、その契約上、環境上適切に処理されていることを確認する、相手国、輸入国政府に確認してもらった、そういう契約書というのを添付する、こういう

ことが条約上の義務になっております。条約の六条三項（a）と（b）でございます。これが条約上の義務ということになっております。

これらはいずれも四条一項の輸出の承認のところで我々はこれを担保していきたい、かように考えております。

峰崎直樹君 そうすると、この四条二項というのは我が国が特別の目的を持って設けたという、そのねらいみたいなものは一体何ですか。

政府委員（渡辺修君） お答え申し上げます。

したがって、四条一項で輸出の承認に係らしめておりますが、条約上は先ほど申し上げましたように、条約の六条三項の（a）（b）ということで、非常に厳重な輸入国側の確認あるいは輸入国側の同意ということで義務が整理されておるわけでございます。

しかしながら、我々といたしましては、特に相手国が発展途上国等である場合を考えますと、相手国政府の同意、あるいは今言った輸出業者、輸入業者の間の契約についての環境上の問題がないという相手国の政府の確認、そういったものにつきましても、我々環境庁及び通産省、両方力を合わせてより入念にチェックをして確認した方がいいのではないかという考え方に基づいて二項を設けておるわけでございます。

峰崎直樹君 もう大分時間がなくなって本当に言いたいこともほとんど言えないんですが、そうしますと、そういうことで設けられている地域だとか物だとかということはかなり入念にやりたいということなんですけれども、そうすると、そこにおける例えば処理能力に関する情報やあるいは技術的な水準だとか、あるいは必要な措置が講じられているかどうかといった、その確認の手段というのは我が国でどの程度持っているのかということが非常に不明なんじゃないか。そういうものを、やはりかなり専門的にこちらで技術的な知識を持った体制、機関が設けられるべきではないかと思うんですが、その点はいかがでございますでしょうか。

国務大臣（中村正三郎君） そういうことでありますから、各国世界、窓口が環境を担当する省なり庁なりになっております。そういうことで私ども環境庁が環境行政の立場から判断をし、そして外国の環境の窓口とその国内の状況等をいろいろ通知をしていただいたり通知をしたりして、そして許可するかしないかの確認ということをして、それに基づいて通産省で実際の手続きをやっていただく。そういうことになっているわけで、窓口は各外国も環境庁、こちらも環境庁ということでやっていくということになっております。

峰崎直樹君 今の問題は、環境庁が対応するということは先ほどから非常によくわかっているのですけれども、そうじゃなくて、その特定の地域における処理能力だとかそういう

うものについての情報はちゃんと今の体制でつかめるんですかということをちょっと聞いていたのですけれども。

政府委員（赤木壯君） 確認のときにちゃんと現状に合った形で確認できるかという御趣旨だと思うわけですが、確認は通産省からの申請書の写しをもとにいろいろ確認していくわけですが、その場合に具体的な処理能力があるか、施設を有しているか等々いろいろ調べるわけですが、輸出国サイドでの具体的な情報で特に確認を要するようなものがあれば、向こうの輸入国サイドの環境当局に十分専門的な見解なども紹介しつつ必要な情報を得ていくということでございます。

なお、事前にできるだけ幅広く環境関係の各国の状況等については情報を集めておきたいと思っております。

峰崎直樹君 時間のようで、もっと質問したいことたくさんあったんですけども、以上で終わります。どうもありがとうございました。